

議案第 7 号

平 23 都市計画第 307 号
平成 23 年 (2011 年) 7 月 27 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

下関都市計画区域の変更について (諮問)

下関都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

1 都市計画区域の名称

下関都市計画区域

2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

除外する土地の区域

下関市大字植田、大字内日上、大字内日下及び大字蓋井島

3 変更の理由

下関都市計画区域は、大正 14 年に当初の指定が行われ、現行の区域については昭和 35 年に変更指定が行われたものです。

この度、豊浦都市計画区域(昭和 50 年指定)並びに下関市東区及び蓋井島地区については、自然条件、社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えていること等から、一体の都市として整備、開発及び保全を図ることとしています。このため、内日地区及び蓋井島地区を下関都市計画区域から除外変更しようとするものです。



